

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母及び原発事故後に婚姻した同人らの間に出生した申立人子ら（長男、長女及び二女）のうち、1. 申立人父について、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額3万円ないし7万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められ、3. 申立人長女について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成28年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年9月20日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金16万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して

別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月6日

（仲介委員 徳田 暁）

共通（自主的避難等対象区域以外）

(別紙)

申立人 X 1 について 令和〇年（東）第〇号事件				
損害項目		期間	一部和解金額	備考
検査費用（人）				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活障害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害			
	生活基盤喪失・変容による精神的損害			
	生活基盤変容に準じる精神的損害			
	健康不安に基礎を置く精神的損害			
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）				
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外）		2011年4月23日～2011年12月31日	160,000 円	中間指針第五次追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償）：20 万円 避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）以下、①既払い分は控除 ①追加的費用等に対する賠償：4 万円 ※旧屋内退避区域および南相馬市の一部のみ
就労不能損害				
営業損害				
検査費用（物）				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
		一部和解合計額	160,000 円	

支払額		160,000 円
-----	--	-----------

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母及び原発事故後に婚姻した同人らの間に出生した申立人子ら（長男、長女及び二女）のうち、1. 申立人父について、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額3万円ないし7万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められ、3. 申立人長女について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成28年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められた事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」という。）、申立人X3（以下「申立人3」という。）、申立人X4（以下「申立人4」といい、申立人1ないし申立人4を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人2に係る損害

損害項目	日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）④による増額分）	219万0000円
期 間	自 平成26年 7月 ○日 至 平成30年 3月31日	

2 申立人3に係る損害

(1) 損害項目	日常生活阻害慰謝料	450万0000円
期 間	自 平成26年 7月 ○日 至 平成30年 3月31日	
(2) 損害項目	日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）②による増額分）	135万0000円

期 間 自 平成26年 7月 ○日
至 平成30年 3月31日
(3) 損害項目 生活基盤変容に準じる精神的損害 99万0000円
期 間 自 平成26年 7月 ○日
至 平成29年 3月31日

3 申立人4に係る損害

(1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料 210万0000円
期 間 自 平成28年 7月 ○日
至 平成30年 3月31日
(2) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）②による増額分） 63万0000円
期 間 自 平成28年 7月 ○日
至 平成30年 3月31日
(3) 損害項目 生活基盤変容に準じる精神的損害 27万0000円
期 間 自 平成28年 7月 ○日
至 平成29年 3月31日

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計1203万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月29日

（仲介委員 徳田 暁）